# 決定要旨

被 審 人(住所) 千葉県 (氏名) A

上記被審人に対する平成 22 年度(判)第 45 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

## 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金347万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成23年5月17日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第1 項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出 しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 3 月 16 日

金融庁長官 三國谷勝範

### (参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実 金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、平成 21 年 11 月 9 日ころ、東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号に本店を置き、食料品、衣料品及び家庭用品等の製造・加工・卸売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている株式会社ファミリーマート(以下「ファミリーマート」という。)の社員から、同人がその職務に関し知った、ファミリーマートの業務執行を決定する機関が、株式会社エーエム・ピーエム・ジャパンを子会社化するため同社株式の 100パーセントを取得することについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成 21 年 11 月 13日より前の同月 11 日に、B証券株式会社C支店を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、D名義で、自己の計算において、ファミリーマートの株式合計 1 万株を買付価額 2483 万円で買い付けたものである。

#### 法令の適用

金融商品取引法第 175 条第 1 項第 2 号、第 166 条第 3 項、第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号 3 、金融商品取引法施行令第 28 条第 2 号

### 課徴金の計算の基礎

金融商品取引法第 175 条第 1 項第 2 号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後 2 週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(2,830 円×10,000 株) -(2,480 円×4,000 株 + 2,485 円×6,000 株) = 3,470,000 円